

2024年（令和6年）介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定に係るQ&A

(2024.5.17作成)

No.	質問項目	回答
1	<p>【運動器機能向上加算の包括化について】</p> <p>(1) これまで運動器機能向上加算を算定していなかった利用者に運動を実施する必要があるか。</p> <p>(2) 運動器機能向上加算の算定において実施していた、計画作成・モニタリング・体力測定・評価を実施する必要があるか。</p>	<p>運動器機能向上加算については、2024年（令和6年）4月1日から廃止となります。</p> <p>しかし、2024年度からの通所型サービスの基本報酬に運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されていますので、実施にあたっては、介護保険最新情報Vol.1222 P9「3（1）通所型サービスの意義について」を参照してください。</p> <p>(1) 指定相当通所サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているため、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であり、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められる内容を行うこととしてください。</p> <p>(2) 運動器機能向上加算の算定において作成していた運動器機能向上計画の作成や運動器機能向上サービスの実施に係るモニタリング、体力測定及び評価の個別実施は不要となります。</p> <p>ただし、介護保険最新情報Vol.1221 P9「（2）指定相当通所サービスの具体的な方針」において、「利用者の状況を把握・分析し、指定相当通所サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。」とされていることから、通所型サービス計画において運動器機能向上サービスが実施されていることが分かるように記載することとしてください。また、サービス内容について実施状況の評価及びモニタリングを行うこととしてください。</p> <p>なお、体力測定については、評価やモニタリングを行う上で必要に応じて実施することとしてください。</p>